

意見聴取会の開催趣旨等について

令和7年10月7日
消防庁予防課

目的

林野火災用消火薬剤については、「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」において、国内外の消火薬剤を用いた消火実験等を実施するとともに、当該実験結果も踏まえ、火災や健康・環境に関する有識者からの意見聴取を行いつつ、個別の消火薬剤の消火・延焼防止の効果や健康・環境影響に関する評価方法等について、関係省庁と連携して検討を進めることが必要とされたところである。

このことを踏まえ、林野火災用消火薬剤の効果及び健康・環境影響について有識者等から意見を聴取するため、「林野火災用消火薬剤の評価方法等に関する意見聴取会」を開催する。

主な検討事項

- (1) 林野火災用消火薬剤の消火・延焼抑制の効果に関する評価方法
- (2) 林野火災用消火薬剤の健康・環境影響に関する評価方法
- (3) 林野火災用消火薬剤を用いた場合の健康・環境影響の軽減策等

2 消火薬剤の効果的な活用の検討

(1) 消火薬剤の種別や散布機材に応じた効果的な使用方法の検討

- 米国や大船渡市林野火災での活用状況等を踏まえると、水が限られる場合においては、消火薬剤の使用が消防活動上有効な場合もあると考えられる。一方、林野火災における消火薬剤の使用に当たっては、健康・環境への影響も考慮する必要があると考えられる。

これらを踏まえると、林野火災における消火薬剤の使用について、我が国の実情に即して、散水効率や機材への影響、水源等への影響を考慮の上、効果的な活用方法(薬剤種別、機材、散水量、散水場所等)を具体化することが必要である。

- その一環として、環境等への影響に関する評価方法等(下記(2))が定まるまでの間、まずは残火処理など散水場所が限定され、少ない散水量での消火効果が期待でき、消火薬剤の運搬・混合作業等現場の運用への影響も少ないと考えられる場合における消火薬剤の活用方法に関する要領を、令和8年の林野火災に向けて明確化することが必要である。
- 前述以外の一般的な活用については、令和9年の林野火災に向けて環境等への影響に関する評価方法等とともに具体的な活用方法を示すことが必要である。特に空中消火での活用については、直接消火と間接消火を組み合わせた場合の空域設定のあり方や水源付近への散布の回避等、航空機特有の検討も必要である。

(2) 個別の消火薬剤の火災に対する有効性や健康・環境への影響に関する評価方法等の検討

- 米国等の試験基準を踏まえ、国内外の消火薬剤を用いた試験室規模の消火実験等を実施することが必要である。
- また、当該実験結果も踏まえ、火災や健康・環境に関する有識者からの意見聴取を行いつつ、令和8年中を目途に、個別の消火薬剤の消火・延焼防止の効果や健康・環境影響に関する評価方法等について、関係省庁と連携して検討を進めることが必要である。